

長野県収用委員会傍聴規程

昭和 45 年 2 月 5 日長野県収用委員会告示第 2 号

改正 平成 19 年 11 月 1 日長野県収用委員会告示第 4 号

長野県収用委員会傍聴規程を次のように定める。

長野県収用委員会傍聴規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長野県収用委員会（以下「委員会」という。）が公開で行なう審理の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付)

第 2 条 審理を傍聴しようとする者は、委員会が審理日ごとに発行する別記様式による傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴券の点検)

第 3 条 審理を傍聴しようとする者が傍聴席に入るときは、指定の入口で傍聴券の点検を受けなければならない。

(傍聴席以外の場所への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

(傍聴人の欠格)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危害を加えるおそれのあるものを携帯しているもの
- (2) 酒気を帯びていると認められるもの
- (3) 掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯しているもの
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、拡声器その他これらに類するものを携帯しているもの
- (5) その他審理を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しているもの

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長又は指名委員（以下「会長等」という。）が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 審理における言論に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、又は騒ぎたてないこと。

- (3) はち巻、腕章等の示威的行為をしないこと。
- (4) 張り紙、ピラその他これらに類するものを配布し、又は掲示しないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、テレビ、音声又は映像の再生機等を使用しないこと。
- (6) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 静肅を旨とし、他人に危害を加えるおそれのある行為をし、又は迷惑をかけ、その他審理の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、写真機、撮影機、録音機等を携帯し、又は使用してはならない。ただし、報道取材等の理由により会長等の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(退場)

第9条 会長等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、傍聴人の退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人がこの規程に違反したとき。
- (2) 審理が非公開となったとき。

2 傍聴人は、前項の退場を命ぜられたときは、係員の指示により速やかに退場しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審理の傍聴に関し必要な事項は、会長等が別に定める。

附 則

この規程は、昭和45年2月5日から適用する。

この規程は、平成19年11月1日から適用する。

(別記様式)

(表面)

用紙寸法 B 7

年 月 日	傍 聴 券	第 号
長野県収用委員会		

(裏面)

長野県収用委員会傍聴規程(抜すい) (別 記)

(別記)

長野県収用委員会傍聴規程(抜すい)

(傍聴券の点検)

第3条 審理を傍聴しようとする者が傍聴席に入るときは、指定の入口で傍聴券の点検を受けなければならない。

(傍聴席以外の場所への入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

(傍聴人の欠格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危害を加えるおそれのあるものを携帯しているもの
- (2) 酒気を帯びていると認められるもの
- (3) 掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯しているもの
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、拡声器その他これらに類するものを携帯しているもの
- (5) その他審理を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しているもの

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長又は指名委員(以下「会長等」という。)が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 審理における言論に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章等の示威的行為をしないこと。
- (4) 張り紙、ビラその他これらに類するものを配布し、又は掲示しないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、テレビ、音声又は映像の再生機等を使用しないこと。
- (6) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 静粛を旨とし、他人に危害を加えるおそれのある行為をし、又は迷惑をかけ、その他審理の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、写真機、撮影機、録音機等を携帯し、又は使用してはならない。ただし、報道取材等の理由により会長等の許可を得た者は、この限りではない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。